

議会議案第1号

八尾市議会委員会条例の一部改正の件

八尾市議会委員会条例（昭和42年八尾市条例第23号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年3月24日提出

議会運営委員会委員長 大星なるみ

理由

八尾市議会議員定数条例（平成14年八尾市条例第31号）の一部改正により議員定数を26人に改めたことに伴い、常任委員会の委員定数を改正するにつき、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市議会委員会条例の一部を改正する条例

八尾市議会委員会条例（昭和42年八尾市条例第23号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
第1条 略 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管事項）	第1条 略 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管事項）
第2条 略	第2条 略
2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管事項は、次のとおりとする。	2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管事項は、次のとおりとする。
(1) 総務常任委員会 7人 ア～サ 略	(1) 総務常任委員会 7人 ア～サ 略
(2) 建設産業常任委員会 <u>7人</u> ア～カ 略	(2) 建設産業常任委員会 <u>6人</u> ア～カ 略
(3) 文教常任委員会 7人 ア～ウ 略	(3) 文教常任委員会 7人 ア～ウ 略
(4) 健康福祉環境常任委員会 <u>7人</u> ア～ウ 略	(4) 健康福祉環境常任委員会 <u>6人</u> ア～ウ 略
(5) 予算決算常任委員会 <u>27人</u> ア～イ 略	(5) 予算決算常任委員会 <u>25人</u> ア～イ 略
3 略	3 略
第3条～第31条 略	第3条～第31条 略

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。